第３　土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

土地改良事業の使命を果たすべく、食料・農業・農村基本法及び土地改良法の改正並びに新たな食料・農業・農村基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画の策定を通じて、土地改良事業の目的・役割の明確化及び具現化に取り組んできた。それらを踏まえ、農業・農村に関する施策展開の考え方を定め、本計画における政策課題を設定する。

１　土地改良事業の基本的な方向性

（１）食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和６年法律第44号）による改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）では、以下のとおり、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められた。

（基本理念）

「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定された。また、生産性向上・付加価値向上・環境負荷低減により農業の持続的な発展が図られなければならない旨及び地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨が追記された。

（基本的施策）

「第29条　農業生産の基盤の整備及び保全」において、農業生産基盤の「整備」に加えて「保全」が追記された。さらに、生産性の向上に加え、防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施に留意することなどが追記された。

また、「第44条　農地の保全に資する共同活動の促進」、「第45条　地域の資源を活用した事業活動の促進」、「第46条　障害者等の農業に関する活動の環境整備」、「第48条　鳥獣害の対策」において、農村の振興に関する施策が新たに規定された。

（２）食料・農業・農村基本計画の策定

新たな食料・農業・農村基本計画では、改正基本法に基づき、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、その計画期間を５年間とし、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされた。また、実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標及び施策の有効性を示すKPIを定め、少なくとも年１回、KPIの検証等によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととされた。

土地改良事業については、食料自給力の確保に向け、農業の生産基盤の確保及び生産性向上に必要な取組として、「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」が位置付けられた。また、これらの施策に関連する令和12年（2030年）を目標年とするKPIとして、「大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合：６割削減（現状比）」、「農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合：100%を維持」、「防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合：９割以上」が定められた。

（３）土地改良法の改正

土地改良法等の一部を改正する法律（令和７年法律第14号）による改正後の土地改良法（以下「改正土地改良法」という。）では、以下のとおり、目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直しが行われるとともに、新たな措置を講ずるよう改正された。

（目的規定）

改正基本法に即して、農業生産の基盤の「整備」に加え、「保全」を図る旨を明確化し、あわせて、「農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施」に資することを目的とすると改正された。

（土地改良長期計画に係る規定）

良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るための農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨とするよう改正された。あわせて、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即して定めることとするよう改正された。